

平成 2 8 年度第 3 回国民健康保険運営協議会 諮問事項概要

諮問事項① 低所得世帯の保険料軽減制度の基準額の改定について

世帯の所得が下記の軽減対象基準額以下の世帯については、該当する軽減割合に基づき、均等割額及び平等割額を軽減しています。今回の改正は、5 割、2 割の軽減対象基準額を引き上げ、軽減を受けることのできる世帯を拡充するものです。

軽減割合	現行	改正後
7 割	33 万円	33 万円
5 割	33 万円 + (26 万 5 千円 × 被保険者数)	33 万円 + (<u>27 万円</u> × 被保険者数)
2 割	33 万円 + (48 万円 × 被保険者数)	33 万円 + (<u>49 万円</u> × 被保険者数)